

佐伯市情報通信関連企業立地促進補助金の概要

佐伯市 地域振興部 商工振興課 企業誘致係

電話 0972-22-4597【直通】

FAX 0972-22-0025

佐伯市情報通信関連企業立地促進補助金交付額等一覧表

	助成金の種類		
		20人未満	20人以上
1	回線使用料と借室料の合計	2/3	
	限度額	500万円	1,000万円
2	新規常用雇用費	新規常用雇用者 × 30万円	
	限度額	なし	
3	改修費	1/2	
	限度額	250万円	

令和2年4月1日現在

佐伯市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱の概要

1 趣 旨

本市の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、情報通信関連事業を行う事業者に対し予算の定めるところにより佐伯市情報通信関連企業立地促進補助金を交付する。

2 定 義

- (1) 情報通信関連事業 情報サービス業及びインターネット附随サービス業を専用通信回線を利用して営む事業、コールセンター事業並びにデータセンター事業をいう。
- (2) 専用通信回線 電気通信事業者と契約を締結する者が指定する区間において設定する電気通信回線であって専ら当該契約を締結する者の用に供するもの及び利用者専用回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から市長が特に必要と認めるものをいう。
- (3) 新規常用雇用者 雇用保険法に規定する一般被保険者のうち、市内に住所を有する者をいう。
- (4) 回線使用料 事業所で用いる専用通信回線に係る使用料をいう。
- (5) 借室料 事業所の賃借料(敷金、権利金その他これに類する経費を除く。)をいう。
- (6) 改修費 事務所の改修及び増設に伴う経費をいう。

3 補助対象事業者

- (1) 情報通信関連業を行うために市内に事業所を設置し、又は拡張することにより、新たに2人以上の新規常用雇用者を雇用する情報通信関連事業を行う者とする。

4 補助対象経費等

- (1) 回線使用料と借室料

補助金の額は、1年分の補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)以内とする。ただし、次に掲げる額を補助金の限度額とする。

新規常用雇用者数20人未満	500万円
新規常用雇用者数20人以上	1,000万円

- (2) 新規常用雇用費

新規常用雇用者数に30万円を乗じた額

- (3) 改修費

事業所の設置及び増設の対象経費2分の1を乗じて得た額とし、250万円を限度とする。

新設及び増設の操業日以後1年が経過する日が属する年度に1回とする。

増設は、事務所面積が50%以上拡大するものに限る。

5 その他

- ※1 新規常用雇用者には住所要件があります。(操業開始時点で佐伯市に居住していること。)

佐伯市 地域振興部 商工振興課 企業誘致係

電話 0972-22-4597(直通)

FAX 0972-22-0025

佐伯市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱による交付申請等の手順

(令和2年4月1日現在)

項 目	事 業 所 設 置 者 (申 請 等 の 時 期 等)	市役所(企業誘致係)
1. 指定事業者の指定		
(1) 指定の申請	操業日の10日前まで ・補助対象事業者指定申請書 [様式第1号] ・その他必要な書類	
(2) 指定の決定		1) 操業開始日の時点で雇用確認 ↓ 指定の決定(市長) ↓ 補助対象業者指定通知書の通知 [様式第2号]
(3) 事業の開始	操業開始の日から速やかに ・事業開始報告書 [様式第5号]	
※変更が生じた場合のみ		
(4) 指定内容の変更申請	指定内容(下記①②)に変更が生じたとき ・補助対象事業者変更申請書 [様式3号] ①事業所の所在地の変更 ②操業日から1年以内における補助対象経費の2割を超える変更	
(5) 指定内容の変更決定		1) 変更内容を確認 ↓ 指定内容の変更を承認(市長) ↓ 補助対象業者指定変更承認通知書の通知 [様式第4号]
2. 助成金の交付申請		
回線使用料、借室料	操業日から1年を経過した後、速やかに ・補助金交付申請書 [様式第6号]	
		1) 交付申請の内容を確認 ↓ 補助金交付の決定(市長) ↓ 補助金交付決定通知書及び額の確定通知書の通知 [様式第7号]

佐伯市 地域振興部 商工振興課 企業誘致係
 電話 0972-22-4597(直通)
 FAX 0972-22-0025